

皆でつくる

# 「共生・協働・自立」のまち

community

## 2つの団体が市の事業を活用した活動を行います!

市では、共生・協働・自立の社会づくりの担い手となりうる市民グループ等の育成を行うことを目的に、一過性の事業ではなく、継続して公益性のある事業に対して補助金を3回までを交付しています。

今回、2つの団体が共生・協働・自立の市民活動支援事業を活用して、事業に取り組むことが決定しましたので、団体の紹介と取り組む事業内容をご紹介します。

### ■団体名：志布志市女性支援推進会議（3回目）

- 会員数：9名
- 事業名：大人のコミュニケーション講座
- 事業内容：独身の20歳以上の男女を対象に、婚活を含むコミュニケーションのとり方、男女の消極的な考え方や不安に思うことを少しでも解消し、自信を持って一歩踏み出せるような講演会を開催する。

### ■団体名：宮下和の会（1回目）

- 会員数：21名
- 事業名：宮下広場手すり設置事業
- 事業内容：春を呼ぶダゴ祭りを開催しているが、さらに六月灯などを復活させたい計画。イベントを開催するにあたり、会場となる場所までの山道が傾斜もきつく不安定であることから手すりを設置し安全性を確保することで、地域住民の伝統行事の参加向上を図る。

市では、このような市民団体の事業をはじめ、広く事業を募集しています。まずは、相談で結構ですので、ご連絡をお待ちしております。



### ■問い合わせ先：企画政策課 地域政策係

TEL: 474-1111 (内線 252・257)

consumer affairs

知ってる?

# 消費生活相談

**出前講座開催中です!**

消費生活相談窓口では5人以上以上の団体からの申込であれば消費生活に関する出前講座を実施しています。

悪質商法から身を守る、インターネット取引トラブル、クーリング・オフの手続きなど、消費生活トラブルの未然防止や、対処法について分かりやすく説明いたします。

※講師料などの費用は必要ありません。お気軽にお申し込みください。



- ◆ 出前講座の内容
  - うそ電話詐欺の界内の被害状況(件数、金額)、手口などについて紹介
  - 電話勧誘、訪問販売による契約の注意点についての説明
  - 「振り込め詐欺」紙芝居上演
  - ◆ 平成27年度実施状況(9月末現在)
    - いきいきサロン等の高齢者の集まりでの講座 10回(参加人数・143名)
    - 民生委員会合での講座 1回(参加人数・55名)



いよいよ!! **188泣き寝入り!** と覚えてね

困ったときは一人で悩まずに、**「消費者ホットライン」188に御相談ください。**

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

■問い合わせ先：市役所 消費生活相談窓口  
TEL: 474-1111 (内線 287)

pension

# 知っ得!? 年金 インフォメーション

**11月30日は「年金の日」です!**

厚生労働省では、「国民お一人お一人、ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で  
ご自身の年金  
記録と年金受給  
見込額を確認し、  
未来の生活設計  
について考えて  
みませんか。



「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が発行されます。

年末調整・確定申告まで大切に保管を、

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が、日本年金機構から11月上旬に送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(また

は領収証書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。申告を行うまで大切に保管してください。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合もご本人の社会保険料控除に加えることができますので控除証明書を添付の上、申告してください。

■問い合わせ先：市民環境課 年金係  
TEL: 474-1111 (内線 116)

● 庶務年金事務所  
TEL: 0994-425121

Gender Equality

もっと身近に!

# 男女共同参画

## 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

◆ 配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメントなど女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。女性に対する暴力の根絶には、私たち一人ひとりが「どんな場合も暴力は許されない」と認識し、被害者に対して「あなたが悪いのではない、あなたは悪くない」というメッセージを送ることが大切です。そして、男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをすすめてみましょう。

◆ 志布志市では、DV(ドメスティック・バイオレンス)や、夫婦のこと、家族のこと、離婚など女性の様々な相談に応じるために、女性支援相談室や、専用フリーダイヤルを開設しています。女性相談員が相談に応じます。もちろん、秘密は厳守します。自分のこと、家族のこと、友人のこと・・・少しでも気になることがあれば、ご利用下さい。



期間中、市役所本庁1階にパープルリボンツリーを設置します。

「パープルリボン」は女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。紫色のリボンを身に付けたり飾ることで、暴力の下に身を置いている人に勇気を与えることができる、どこでも・誰でも・一人でも始められる運動です。

鹿児島県男女共同参画地域推進員の3名とパープルリボンツリーを作りました。



- ◆ 女性支援相談室(13:00～17:00)
  - 11月18日(水) 新橋地区公民館
  - 12月2日(水) 志布志支所5階会議室
- ◆ 専用フリーダイヤル
  - TEL: **0120-786-054** (月～金 8:30～17:00)
  - ※DV、デートDVで悩んでいませんか。相談無料、秘密は守ります。
- 問い合わせ先：企画政策課 男女共同参画推進室  
TEL: 474-1111 (内線 250・258)